



2004

ISHIKARI CITY ISHIKARI CITY ISHIKARI CITY

保健・福祉ガイドブック

はじめに

この「2004 保健・福祉のガイド」は、制度の内容等を簡単に紹介したものです。

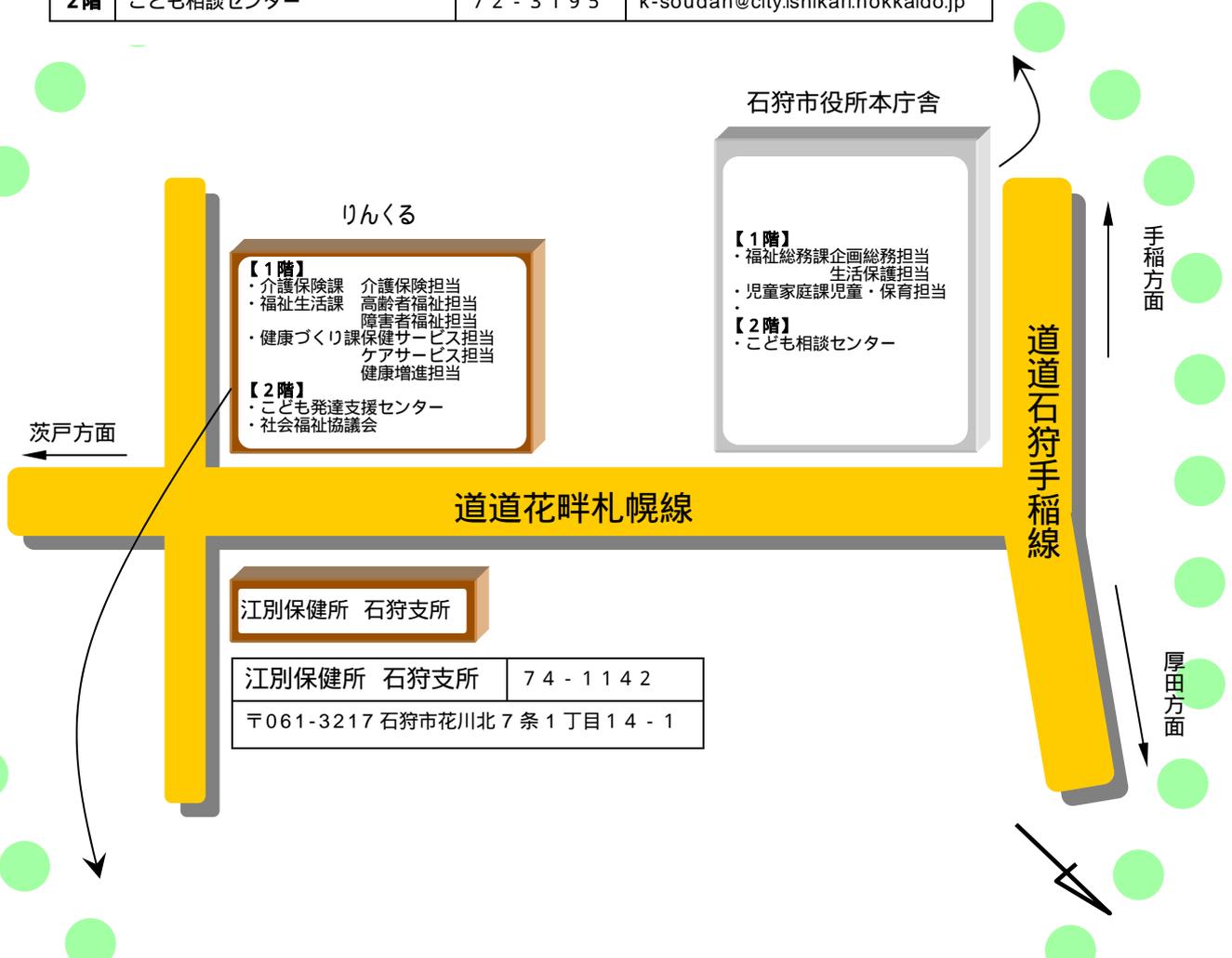
平成16年8月現在で作成しましたので、法改正や年度が変わると法改正や金額が変わるものがあります。

詳しいことは、それぞれの担当窓口にお問い合わせ下さい。

石狩市保健福祉部

ご案内

石狩市役所本庁舎		〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 3 0 - 2		
		ファックス 75 - 1 3 4 0		
1 階	福祉総務課	企画総務担当	7 2 - 3 1 2 7	fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp
		生活保護担当		
	児童家庭課	児童・保育担当	7 2 - 3 1 2 8	jidoukatei@city.ishikari.hokkaido.jp
2 階	こども相談センター		7 2 - 3 1 9 5	k-soudan@city.ishikari.hokkaido.jp



石狩市総合保健福祉センター りんくる		〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 4 1 - 1		
		ファックス 75 - 2 2 7 0		
1 階	介護保険課	介護保険担当	7 2 - 6 1 2 1	kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp
		福祉生活課	高齢者福祉担当	7 2 - 3 1 9 4
		障害者福祉担当	7 2 - 7 0 1 7	
		在宅介護支援センター	7 5 - 6 6 7 7	
	健康 づくり課	保健サービス担当	7 2 - 3 1 2 4	kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp
ケアサービス担当		7 2 - 6 1 2 4		
健康増進担当		7 2 - 7 0 1 2		
2 階	こども発達支援センター		7 2 - 7 0 1 5	k-hattatsu@city.ishikari.hokkaido.jp
	石狩市社会福祉協議会		7 2 - 8 1 8 1	

石狩市の市外局番 0 1 3 3

介護保険について

- 介護保険には40歳以上の人が加入します
介護サービスを受けるには申請～サービス提供
こんなサービスが受けられます ----- 1
- 在宅サービス ----- 2
- 施設サービス ----- 3
- 特定疾患とは**
自立を判定された方でも
要介護度に応じたサービスが受けられます
低所得者の負担を軽減するために ----- 4
- 高額介護サービス費上限額を低く設定しています
- 食事の自己負担額を低く設定しています
- 介護保険施行前からヘルパーを利用していた方
- 利用料の軽減
- 災害等で保険料や利用料の支払いが困難なときは ----- 5
- 介護保険料の独自減免
- その他のサービス事業**
- 家族介護慰労金支給事業 ----- 6
- 介護保険居宅サービス利用促進奨励事業
- 介護保険について、あなたの疑問等に答えます

高齢者のために

- 在宅福祉サービスについて** ----- 7
- 自立支援サービス
- 徘徊痴呆性高齢者等検索機器貸与サービス
- ふとんクリーニングサービス
- 寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス
- 寝たきり高齢者等理美容サービス
- ミドルステイサービス
- 日常生活用具給付サービス ----- 8
- 訪問サービス
- 外出支援サービス
- 緊急通報装置の設置
- 除雪サービス
- 配食サービス
- 住宅改修指導サービス
- 家族介護者ヘルパー受講支援サービス
- ニコピン倶楽部 ----- 9
- 貸付・給付について**
- 消融雪機器設置費補助及び貸付
- 在日外国人等福祉給付金
- 施設について**
- 憩いの家・寿の家
- 陶芸教室 寿窯
- 寿農園
- 相談について** ----- 10
- 在宅介護支援センター
- 民生委員・児童委員
- その他**
- 長寿祝金
- 保養センター入浴利用券の交付
- バス乗車券等の交付
- 高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会
- 成年後見制度利用支援事業 ----- 11
- 老人保健医療

障がいを持つ方のために

- 障がい者手帳について** ----- 12
- 身体障害者手帳の交付
- 療育手帳の交付
- 精神障害者保健福祉手帳の交付
- 支援費制度について**
支援費制度を受けるには(申請～サービス利用) ----- 13
- 利用者負担の支払
- 居宅サービス事業者一覧
- 補装具や日常生活用具について**
- 補装具の交付・修理 ----- 14
- 日常生活用具の給付
- 自助具の給付
- 福祉施設について**
- 体が不自由な方の更生援護施設
- 知的障がい者の方の更生援護施設
- 市内の福祉施設・作業所 ----- 15
- 相談について**
- 心身障害者(児)相談員
- 在宅福祉サービスについて**
- ホームヘルパーの派遣
- デイサービス
- 入浴サービス
- 除雪サービス
- 緊急通報サービス ----- 16
- 移送サービス
- 短期入所
- 手話通訳者の派遣
- 盲導犬取得費の助成
- 年金・手当について**
- 年金 ----- 17
- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 児童扶養手当
- 介護手当
- 在日外国人等福祉給付金
- 共済・貸付について**
- 心身障害者扶養共済制度
- 消融雪機器設置費補助及び貸付
- 医療の助成・給付について**
- 更生医療の給付 ----- 18
- 育成医療の給付
- 進行性筋萎縮症者療養等給付
- 重度心身障害者医療給付の助成
- 交通費・有料道路等の助成割引について**
- じん臓機能障害者交通費の助成
- 福祉タクシー利用券の交付 ----- 19
- タクシー料金の割引
- 有料道路通行料金の割引
- J R 運賃の割引
- バス運賃の割引
- 航空運賃の割引
- 自動車に関する制度について** ----- 20
- 運転免許取得費の助成
- 自動車改造費の助成
- 駐車禁止除外指定車
- 税金・公共料金等の減免、割引について**
- 税の控除 ----- 21
- 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免
- 所得税・住民税の医療費控除
- 郵便料金の減額
- 青い鳥郵便葉書
- N H K 放送受信料の免除

- ・ N T T 番号案内の無料 ----- 2 2
- ・ 公衆電話のクレジット通話
- ・ 保養センター入浴利用券の交付
- ・ **日常生活訓練等について**
- ・ こども発達支援センター
- ・ 障がい児保育
- ・ 知的障害者生活能力訓練
- ・ 知的障害者地域共同作業所
- ・ **その他の制度** ----- 2 3
- ・ 新マル優制度等
- ・ 特別障害者手当等受給者の定期預金等の金利特例
- ・ 就職援護
- ・ 高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会
- ・ 北海道障害者スポーツ大会
- ・ 郵便による不在者投票

健康づくりのために

- ・ 母子健康手帳の交付 ----- 2 4
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 妊産婦保健指導
- ・ 妊産婦・新生児訪問指導
- ・ 乳児健康診査
- ・ 1才6ヶ月児健康診査
- ・ 歯科検査・フッ素塗布
- ・ 3才児健康診査
- ・ 乳幼児健康相談
- ・ 子ども発達相談 ----- 2 5
- ・ 子育て広場・離乳食教室
- ・ **成人保健について**
- ・ 健康手帳の交付
- ・ 節目検診
- ・ 基本健康診査
- ・ 一般健康診査
- ・ 肝炎ウイルス検診
- ・ がん検診 ----- 2 6
- ・ 骨粗しょう症検診
- ・ 歯周病予防相談
- ・ 健康相談（成人一般）
- ・ 地区健康相談・健康教育
- ・ **健康増進事業**
- ・ 健康づくり教室
- ・ フリープラン ----- 2 7
- ・ その他
- ・ **老人保健について**
- ・ 機能訓練事業
- ・ 高齢者・障がい者の方への訪問指導
- ・ 訪問歯科診査事業
- ・ 介護者支援事業
- ・ パワーリハビリテーション ----- 2 8
- ・ **精神保健について**
- ・ こころの健康相談
- ・ 精神障害者地域共同作業所
- ・ 精神障害回復者通所交通費補助
- ・ **予防接種・その他の保健事業について** ----- 2 9
- ・ 乳幼児予防接種
- ・ ポリオ追加予防接種
- ・ 結核検診
- ・ エキノコックス症検診
- ・ 特定疾患（難病）治療費公費負担
- ・ エイズ（H I V抗体検査と相談）

児童・母子のために

- ・ **相談について** ----- 3 0
- ・ 家庭児童相談
- ・ 母子相談
- ・ こども発達支援センター
- ・ 地域子育て支援センター
- ・ 主任児童委員
- ・ **施設について** ----- 3 1
- ・ 保育所
- ・ 病後児保育 ----- 3 2
- ・ 助産施設入所
- ・ 児童館・放課後児童会
- ・ 母子生活支援施設入所 ----- 3 3
- ・ **手当について**
- ・ 児童手当
- ・ 特別児童扶養手当 ----- 3 4
- ・ 児童扶養手当
- ・ 乳幼児医療

その他

- ・ **援助制度** ----- 3 5
- ・ 生活保護
- ・ 石狩市まちかどサポートセンター運営支援事業 ----- 3 6
- ・ 私は、地区を担当する民生委員・児童委員です ----- 3 7

介護保険について

介護保険には40歳以上の人が入ります

65歳以上の方は、第1号被保険者です

介護保険課
72-6121

原因を問わず、入浴、排泄、食事、身支度など日常生活をおくるために介護や支援が必要になったときは、介護サービスが受けられます。

・保険料の納め方

介護保険料、医療保険料それぞれ別々に納めます。

介護保険料は、年額18万円以上の年金を受けている人は年金から天引きされ、それ以外の方は市へ個別納付となります。

40歳以上64歳までの方は、第2号被保険者です

初老期の痴呆、脳血管疾患など老化に伴う病気など（特定疾病P3参照）によって、日常生活を送るために介護や支援が必要になったときは、介護サービスが受けられます。

・保険料の納め方

介護保険料、医療保険料を一括で納めます。

（国民健康保険の加入者の場合）

保険料は世帯ごとに、世帯主が納めます。

（被保険者（健保組合など）の加入者の場合）

加入している健康保険料とあわせて納めます。

介護サービスを受けるには

申請

介護保険課
72-6121

支援や介護が必要と感じたときは、本人や家族などが市の担当窓口申請します。（申請の代行をしてもらうことも出来ます。）

かかりつけ医等に意見書を作成してもらいます。（市から作成を依頼します）

調査

介護保険課
72-6121

調査員が訪問し、本人の心身の状態について全国共通の調査票により調査します。

認定

介護保険課
72-6121

調査結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会で、介護や支援を必要とするかどうかを判定し、市が認定します。

介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険課
72-6121

本人と家族の希望をいれて、介護支援専門員がいろいろなサービスを組み合わせ、認定結果に応じて定められたサービス限度額の範囲内で、介護サービス計画（ケアプラン）をつくります。

介護サービス提供

介護保険課
72-6121

介護サービス計画による在宅介護サービス、あるいは施設入所での施設介護サービスが提供されます。

こんなサービスが受けられます

原則としてかかった費用の1割を負担していただきます。

在宅サービス

介護保険課
72 - 6121

- ・ **訪問介護（ホームヘルプサービス）**
ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事などの身の回りの世話や介護を行います。
- ・ **訪問入浴介護**
浴槽を積んだ入浴車等で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。
- ・ **訪問看護**
看護師などが家庭を訪問し、看護を行います。
- ・ **訪問リハビリテーション**
理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し機能訓練（リハビリテーション）を行います。
- ・ **居宅療養管理指導**
医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
- ・ **通所リハビリテーション**
介護老人保健施設や病院などで、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
- ・ **通所介護（デイサービス・日帰り介護）**
デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
- ・ **短期入所生活介護（ショートステイ）**
特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
- ・ **短期入所療養介護（ショートステイ）**
介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護等が受けられます。
- ・ **特定施設入所者生活介護**
有料老人ホームなどで介護サービスが受けられます。
- ・ **痴呆対応型共同生活介護（痴呆対応型グループホーム）**
痴呆のため介護を必要とする高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において介護が行われます。
- ・ **福祉用具の貸与**
車いすや特殊ベッドなど福祉用具の貸与が受けられます。
- ・ **福祉用具の購入費の支給**
排泄や入浴に使われる用具の購入費が支給されます。
- ・ **住宅改修費の支給**
家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修費用が支給されます。

施設サービス

介護保険課
72 - 6121

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設

特定疾病とは

次の15の疾病が定められています

初老期の痴呆	慢性閉塞性肺疾患
脳血管疾患	両側の膝関節または股関節に
筋萎縮性側索硬化症	著しい変形を伴う変形性関節症
パーキンソン病	慢性関節リュウマチ
脊髄小脳変性症	後縦靭帯骨化症
シャイ・ドレーガー症候群	脊柱管狭窄症
糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症	骨折を伴う骨粗しょう症
糖尿病性神経障害	早老症
閉塞性動脈硬化症	

自立を判定された方でも

介護保険制度において自立を判定された方で、必要な方にはホームヘルプサービスやデイサービスなどの自立支援サービスを提供します。

(7ページ参照)

要介護度に応じたサービスが受けられます

要介護度ごとにみた身体の状態例とサービス例

要介護度	本人の状態		受けられるサービス例
要支援	要介護にならないための支援が必要な状態		週2回の通所リハビリテーション
要介護1	排せつ、入浴、清潔・整容、衣服の着脱などに	一部介助などが必要な状態	毎日何らかのサービス
要介護2		一部介助または全解除が必要な状態	週3回通所のリハビリテーションまたは通所介護を含め、毎日何らかのサービス
要介護3		全介助が必要な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（早朝）の巡回訪問介護を含む1日2回のサービス ・医療の必要度が高いとき、週3回の訪問看護サービス ・痴呆のとき、週4回の通所リハビリテーションまたは通所介護を含む毎日のサービス
要介護4		全般に全面的な介助が必要な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（早朝）の巡回訪問介護を含む1日2～3回のサービス ・医療の必要度が高いとき、週3回の訪問看護サービス ・痴呆のとき、週5回の通所リハビリテーションまたは通所介護を含む毎日のサービス
要介護5		生活全般にわたって全面的な介助が必要な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間の巡回訪問介護を1日3～4回のサービス ・医療の必要度が高いとき、週3回の訪問看護サービス

低所得者の負担を軽減するために

介護保険では、サービスを利用するときには利用料の1割を負担することになっています。そこで、収入の少ない人が介護サービスを利用しやすいように、いろいろな支援対策が行われています。

高額介護サービス費の上限額や食費の自己負担額を低く設定して利用料の負担と少なくしているほか、社会福祉法人等による利用者負担の軽減等を行っています。

高額介護サービス費の上限額を低く設定しています

介護保険課

72 - 6121

世帯ごとの利用者負担の1ヶ月以上の上限額については、次のように段階別に負担を軽くするような配慮がなされています。

老齢福祉年金受給者で市民税非課税の世帯に属する方または生活保護費の給付を受けている方	15,000円
市民税非課税の世帯に属する方	24,600円
上記以外の方	37,200円

食事の自己負担額を低く設定しています

介護保険課

72 - 6121

介護保険施設入所者に対して食事の自己負担についても、次のように低い金額が設定されています。

老齢福祉年金受給者で市民税非課税の世帯に属する方または生活保護費の給付を受けている方	300円/日
市民税非課税の世帯に属する方	500円/日
上記以外の方	780円/日

認定証が必要となりますので、市に申請して下さい。

介護保険施行前からホームヘルプサービスを利用していた人には（経過措置があります）

介護保険課

72 - 6121

平成11年度までにホームヘルプサービスを利用していた低所得（生計中心者が所得税非課税）の方・・・平成16年度は利用料を6%負担、その後平成17年度から10%となります。

障害者のホームヘルプサービスを利用していた低所得(生計中心者が所得税非課税)の方・・・平成16年度は利用料を3%負担、その後若年障害者への対応に関する結論を経て負担割合を決めます。

利用料の軽減

介護保険課

72 - 6121

社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、とくに生計が困難な方に対して、その利用料を5%に軽減します。

・社会福祉法人等により提供されるサービス

特別養護老人ホーム・デイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービス

確認証が必要となりますので、市に申請して下さい。

災害等で保険料や利用料の支払いが困難なときは

介護保険課
72 - 6121

火災などの災害や急激な収入の減少等の理由により、保険料や利用料の支払いが困難なときは、猶予されたり減免されます。

お早めに相談してください。

- ・災害により損害を受けた場合
- ・死亡又は障がい若しくは長期入院で収入が減少した場合
- ・失業等で収入が減少した場合
- ・冷害、干ばつ等で収入が減少した場合

介護保険料の独自減免

介護保険課
72 - 6121

市では、平成15年度から保険料の負担が困難な保険料第1段階（生活保護受給者を除く。）及び第2段階の方を対象に、一定の基準をもうけ申請にもとづいて、介護保険料の減免を実施します。減免の基準・減免の割合等詳しくは介護保険課にお問い合わせください。

その他のサービス事業

家族介護慰労金支給事業

介護保険課
72 - 6121

重度の介護を要する低所得世帯の高齢者を在宅で介護している家族の方に、慰労金を支給し、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

支給額：要介護者1人当たり年額10万円

対象者：要介護4、要介護5に認定された方で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族

要介護者の支給条件：

要介護認定で要介護4又は要介護5の認定を受けた方及びそれと同程度の方

過去1年間介護保険のサービスを利用していない方（ただし、7日以内の短期入所の利用は除く。）なお、過去1年間とは申請のあった日までの1年間である。

市民税非課税世帯（保険料第1段階、第2段階）の方

医療で入院した方は、その期間が通算90日以内であり、その期間を除いて在宅期間が1年以上となる方

申請日現在で市内に1年以上住所を有している方

前年度までの介護保険料の未納がないこと（家族も含む。）

介護サービスをより積極的に利用してもらうため、介護サービス利用券を交付し、介護サービスの利用促進を図ります。(平成17年3月まで実施予定)

支給額：利用券(つかえ～)1ヶ月2,000円(500円券×4枚)

利用できるサービス：

訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハ・通所介護・通所リハ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(事業所によっては、利用出来ないところもありますので詳細はお問い合わせください)

対象者：

要介護3、4、5に認定された方で次のいずれにも該当する方

申請のあった日が属する月の初日において、6ヶ月以上石狩市に住所を有する方

介護保険料段階が第1段階若しくは第2段階にある方及び2号被保険者で市民税非課税世帯の方

入院又は入所していない方

前年度の介護保険料の未納がない方

介護保険について、あなたの疑問や相談に答えます

高齢になって体力も弱まり生活がしにくくなった、家族での介護も限界でサービスを利用したいが受け方がわからない、要介護認定の受け方がわからない、サービス利用上の不満等がありましたらご連絡下さい。介護保険相談員が電話や自宅を訪問して相談を受けます。また、介護事業者や施設を訪問して介護サービスの質を高めるための調整をします。

介護保険相談員「りんくる」介護保険課 電話75 - 6677

黒野 陽子(介護支援専門員)

満保 さとみ(介護支援専門員)

高齢者福祉サービス

在宅福祉サービスについて

自立支援サービス

高齢者福祉担当
75 - 6677

介護保険認定で自立と判定された方でサービスの提供が必要な高齢者に次のサービスを提供します。(介護保険サービスと同様に1割の自己負担があります)

いきいきホームヘルプサービス(訪問介護)

週2回、1回につき2時間を限度に生活援助に限りホームヘルパーを派遣します。

いきいきデイサービス

デイサービス施設で1日を過ごします。週2回を限度に利用できません。

ただし、施設の収容人員の関係で利用を待つ場合もあります。

いきがいショートステイ

短期入所施設(石狩希久の園)を利用して、3日間の短期入所をしていただき、生活指導をします。

徘徊痴呆性高齢者等検索機器貸与サービス

高齢者福祉担当
72 - 7017

徘徊を繰り返す痴呆性高齢者や初老期痴呆の方が行方不明になったときの現在地を検索するために、携帯出来る小型専用端末機や検索結果画面を受信するためのファックスを無償で貸与します。(ただし、基本使用料等は自己負担になります)

ふとんクリーニングサービス

高齢者福祉担当
72 - 7017

寝たきり高齢者や寝たきり状態の重度身体障がい者、重度知的障がい者(共に6歳以上)の寝具(掛・敷布団等)の洗濯、乾燥、消毒を年2回行います。1回につき、500円かかります。

寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

常時紙おむつを使用している寝たきりの高齢者や重度身体障がい者、知的障がい者(共に4歳以上)に対して隔月に1月使用分を配達します(年6回給付)。ただし、1月の使用量に限度があります。

寝たきり高齢者等理美容サービス

高齢者福祉担当
72 - 7017

寝たきり高齢者や寝たきり状態の重度身体障がい者の自宅に理容師や美容師を年3回まで派遣して散髪サービスを行います。1回につき1,500円(散髪のみ)かかります。

ミドルステイサービス

高齢者福祉担当
75 - 6677

介護保険の短期入所サービスの入所期日を状況により中期にわたって延長するサービスです。ただし、最長3ヶ月までとし、実施施設は市内の短期入所施設になります。

日常生活用具給付サービス

高齢者福祉担当
72 - 7017

在宅の高齢者に対して、日常生活の負担を出来るだけ軽くするために必要な用具を給付します。(1割の自己負担があります)

訪問サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

ひとり暮らしの高齢者の家庭を訪問し、乳酸菌飲料を手渡し、対話をし安否の確認をします。(前年度の所得税が非課税の方)

外出支援サービス

高齢者福祉担当
72 - 7017

車いすリフト又はストレッチャー付き車輦でしか移動出来ない要介護4又は5の方が 市内病院への通院・入退院 市が主催する事業へ参加するときの外出を支援します。年間24回(片道)まで、1割の自己負担があります。

緊急通報装置の設置

高齢者福祉担当
72 - 3194

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を取り付けて、緊急受信センターと電話回線で直結して急病、事故などの緊急事態に迅速に対応したり、ひとり暮らしの生活不安を解消するために24時間相談も対応します。

また、対象にならない高齢者で生活に不安のある方には、低料金で設置出来るシステム(リース)も紹介します。

除雪サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

除雪が困難な高齢者世帯に対し、玄関先から公道までの除雪や窓際にたまった雪の除雪を行います。(前年度の所得税額等に応じて自己負担があります)

配食サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

ひとり暮らしの高齢者等で食事を作ることが困難な世帯に対して週5日を限度に夕食を自宅まで届けます。(1食あたり350円の自己負担があります)

住宅改修指導サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

建築及び福祉・保健の専門家が玄関・浴室・トイレの手すりや段差解消等軽微な改修から大規模改修まで相談に応じ、適切なアドバイスをします。

家族介護者ヘルパー受講支援サービス

高齢者福祉担当
72 - 3194

在宅でより質の高い介護をするために現在、高齢者を介護している家族の方が2・3級のヘルパー資格を取得した場合に受講経費の一部を補助します。(限度額2万円)

家に閉じこもりがちな高齢者(要介護者除く)に対して趣味活動や軽運動を通し、楽しみながら閉じこもりを解消していくための通所事業です。

貸付・給付について

消融雪機器設置費補助及び貸付

維持管理課
72 - 3138

65歳以上の高齢者等の世帯に対し、融雪層、ロードヒーティングの設置に必要な資金の補助や貸付を行います。台数に制限があります。補助限度額15万円、貸付限度額65万円

在日外国人等福祉給付金

高齢者福祉担当
72 - 3194

在日外国人等で、制度上公的年金の支給対象とならない高齢者に対し、在日外国人等福祉給付金を支給します。

施設について

憩いの家・寿の家

おおむね60歳以上の方の健全な憩いの場として、一日を過ごしていただくために、「憩いの家」と「寿の家」を開設しています。

【憩いの家】

(花川北6-1 41-1りんくる内 電話72-8183)

開館時間：午前9時から午後5時まで

入浴：毎週月曜日から土曜日までの午前10時から午後3時まで

講座：書道・民謡教室

休日：日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)、年末12月30日から年始1月5日まで

問合せ先：市社会福祉協議会 電話番号72-8181

【寿の家】(横町46番地)

開館時間：午前9時から午後5時まで

入浴：毎週月・水・金曜日の3回

講座：陶芸・舞踏教室

休日：日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)、年末12月30日から年始1月5日まで

問合せ先：寿の家 電話番号62-4372

陶芸教室 寿窯

市社会福祉協議会
72 - 8181

場所：花川北6条1丁目41番地1

おおむね60歳以上の方を対象に、陶芸を楽しんでいただく場です。

寿農園

市社会福祉協議会
72 - 8181

65歳以上の方で、自宅に菜園を持たない方が対象です。

相談について

在宅介護支援センター

高齢者福祉担当

75 - 6677

- ・高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために
- ・高齢者が在宅で福祉サービスを受けるために
高齢者の介護に関する相談を24時間受け付けます
- ・りんくる相談センター 電話75 - 6677
- ・ホットライン21 電話72 - 1121
- ・石狩希久の園 電話66 - 3113

民生委員・児童委員

福祉総務課

72 - 3127

安心して暮らせるために、お困りごとの相談を各地域にいる各委員が行っております。(各委員の名簿は37～38ページに掲載しておりますが、詳細については福祉総務課まで問い合わせ願います。)

その他

長寿祝金

高齢者福祉担当

72 - 3194

長寿を祝って、人生の節目として9月1日現在、70歳・77歳・88歳・99歳・100歳の方で、6ヶ月以上市内に住民登録のある方にお祝い金を9月に差上げます。

保養センター入浴利用券の交付

高齢者福祉担当

72 - 7017

70歳以上の方で、6ヶ月以上市内に住民登録のある方に対し、石狩市保養センター「番屋の湯」の入浴利用券を交付しています。

交付時期及び場所 毎年4月から

市総合保健福祉センター（りんくる）各出張所

バス乗車券等の交付

高齢者福祉担当

72 - 7017

70歳以上で、6ヶ月以上市内に住民登録のある方に対し、バス乗車券等を交付しています。

交付時期及び場所 毎年4月から

市総合保健福祉センター（りんくる）各出張所

高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会

高齢者福祉担当

72 - 3194

スポーツを通じ高齢者・身体障がい者の体力の維持、増進を図るため年1回開催します。

成年後見制度利用支援事業

高齢者福祉担当

72 - 3194

身よりのない痴呆性高齢者が判断能力が低下した時点で介護サービスの利用を支援するために家庭裁判所に「法定後見人」開始の審判の申立手続を市が行う事業です。

老人保健で医療を受ける方の対象は75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上、または、昭和7年9月30日以前に生まれた方です。

《外来・入院の自己負担限度額》

かかった医療費の1割または、2割負担となります。

同一月の自己負担限度額表

区 分	自己負担限度額	
	外来(個人ごとに計算)	(外来+入院)
一定以上の所得がある方(注1)	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (過去12ヶ月に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は40,200円)
一 般	12,000円	40,200円
低所得者 (世帯等) (住民税非課税)	(注2)	24,600円
	(注3)	15,000円
	8,000円	

所得によって負担が異なります。

(注1)一定以上の所得がある方とは・・・
各種控除後の課税所得が年額124万円以上の方と、その世帯に属する方。
ただし、年収が夫婦二人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の方は申請により「一般」の区分となります。

(注2)低所得の方とは・・・
世帯主及び世帯全員が住民税非課税の方。

(注3)低所得の方とは・・・
世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。なお、単身世帯で年金収入が65万円以下の方。
低所得の方の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となりますので、市役所窓口で申請して下さい。

高額医療費の支給

同じ月内に、支払った一部負担金が限度額を超えた場合は、超えた分の払い戻しが受けられます。

同じ世帯内に老人保健で医療を受けている方が複数いる場合は合算することが出来ます。

負担割合に応じた医療受給者証が交付されます。

医療受給者証は、負担割合(1割・2割)が記載されたものが交付されます。
以前の受給者証は、無効になりますのでご注意下さい。

老人医療(老人保健医療と同じ扱い)

道老65歳(昭和14年7月31日以前に生まれた方)~69歳

市老68歳~69歳

65歳から69歳の方は、申請により医療費の助成が受けられます。

ただし、所得制限・世帯条件及び子供の条件等があります。

平成16年8月に制度改正を予定していますので、それ以降につきましては担当へご確認下さい。

障がい福祉サービス

障がい者手帳について

身体障害者手帳の交付

障害者福祉担当
72 - 3194

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続する障がいがある方に、その程度により、1級から6級までの身体障害者手帳の交付が受けられます。

療育手帳の交付

障害者福祉担当
72 - 3194

児童相談所(18歳未満)又は心身障害者総合相談所(18歳以上)において、知的障がい児(者)と判定された方は、療育手帳の交付が受けられます。

精神障害者保健福祉手帳の交付

江別保健所 精神保健福祉担当
011 - 383 - 2111

精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。

交付申請先 福祉生活課障害者福祉担当

支援費制度について

支援費制度の対象となる福祉サービス

区 分		身体障がい者	知的障がい者	障がい児
居 宅 支 援	ホームヘルプ			
	デイサービス			
	ショートステイ			
	グループホーム	-		-
施 設 支 援		身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	該当なし 障がい児のサービスが措置制度が適用されます

支援費制度を受けるには

相談・申請

障害者福祉担当
72 - 3194

サービスを利用したいときは、本人や家族などが市の担当と相談の上、支援費の支給申請をします。

支給決定

障害者福祉担当
72 - 3194

市では、申請者の障がいの種類や程度などを勘案して支給の要否、支給量を決定します。

受給者証の交付、サービスの利用

障害者福祉担当
72 - 3194

サービス利用者は、支給決定を受けた後、交付された受給者証をサービス提供事業者・施設に提示し契約した上で、サービスの提供を受けます。

サービス利用者は、利用者負担額などをサービス提供事業者・施設に支払います。

居宅サービス事業者一覧

【ホームヘルプ】

名 称	住 所	電話番号	身体	知的	児童
石狩市地域生活サポートセンター「いーよ」	石狩市花川南2条3丁目237	0133-72-1014			
北海道たすけあいワークス エルサ	石狩市花川北6条5丁目156	0133-72-5757			
アルファ・ヘルプサービス訪問介護事業所	石狩市緑苑台東3条3丁目79	0133-72-2806			
パーソナルサポートセンターぽけっと	石狩市樽川519-2	0133-73-8868			
石狩ほっと館訪問介護事業所	石狩市花川南7条5丁目2	0133-72-0810			
ヘルパーステーションハッピー石狩	石狩市花畔2条1丁目9-1	0133-64-6586			

【デイサービス】

名 称	住 所	電話番号	身体	知的	児童
サポートセンターアライブ	石狩市樽川519-2	0133-73-8868			
石狩市子ども発達支援センター	石狩市花川北6条1丁目41-1	0133-72-7015			
石狩市児童デイサービス ニコリ	石狩市花川北2条2丁目138	0133-73-8633			
児童デイサービスセンタースカイラーク美空	札幌市北区あいの里3-4 1-48	011-778-3483			

【ショートステイ】

名 称	住 所	電話番号	身体	知的	児童
生振の里	石狩市生振167-8	0133-64-0033			
厚田はまなす園	厚田郡厚田村小谷村33-1	01337-8-2666			
ワークセンターポロレ	石狩市樽川519-2	0133-73-8868			
ふれあいきのこ村	厚田郡厚田村大字聚富村488-1	0133-60-3466			

補装具や日常生活用具について

補装具の交付・修理

身体障害者手帳をお持ちの方に、身体の失われた部分や思うように動かすことに出来ない身体機能を補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行います。

世帯の前年の所得にかかる所得税・住民税額に応じて自己負担があります。（1月～6月決定分については前々年の所得）

厚生年金を受給されている方、又は労災の適用になった方等は、社会保険事務所又は労働基準監督署等での手続きが必要です。

日常生活用具の給付

在宅で、重度の心身障がい者（児）の方に、日常生活を容易にするために、必要な用具の給付又は貸与を行っています。

世帯の前年の所得にかかる所得税・住民税額に応じて自己負担額があります。（1月～6月決定分については前々年の所得）

所得税非課税世帯に属する在宅の重度身体障がい者の方に、日常動作を補うための入浴リフト等の用具を給付します。住民税の課税状況に応じて、自己負担があります。

福祉施設について

体が不自由な方の更生援護施設

身体障害者手帳をお持ちの方で、特別な医学的治療、生活訓練、職能訓練を必要とする方や、家庭において必要な介護を受けることが困難な方については施設に入所（通所）し、サービス等を受けることが出来ます。

【施設の種類】

- 児童施設**：盲・ろうあ児施設、肢体不自由児施設
（北海道中央児童相談所の判定が必要です）
- 成人施設**：更生施設、療護施設、授産施設

知的障がい者の方の更生援護施設

療育手帳をお持ちの方で、生活訓練、職能訓練を必要とする方や、家庭において必要な介護を受けることが困難な方については施設に入所（通所）し、サービス等を受けることが出来ます。

【施設の種類】

- 児童施設**：知的障害児施設、重症心身障害児施設
（北海道中央児童相談所の判定が必要です。）
- 成人施設**：更生施設、授産施設、通勤寮

市内の福祉施設・作業所

知的障がい者の施設

【知的障害者更生施設】

- ・生振の里 生振 167 番地 8 電話 64 - 0033

【知的障害者授産施設】

- ・ワークセンターポロレ 樽川 519 - 2 電話 73 - 8868
- ・ワークセンターポロレ花川分場 花川南 4 - 2 105 電話 76 - 2889

【在宅知的障害者デイサービスセンター】

- ・サポートセンター あらいぶ 樽川 519 - 2 電話 73 - 8868

心身障がい者の作業所

【生活実習作業所】

- ・タンポポのはら 花川南 4 - 5 21 電話 73 - 9056

相談について

心身障害者（児）相談員

障害者福祉担当
72 - 3194

市内には、障がい者の生活、更生援護等のいろいろなことについて相談を受ける相談員がいます。

秘密は厳守しますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【身体障害者（児）相談員】

奥出 佳子	花川南8条1丁目226	電話73 - 3613
熊上 久子	八幡1丁目459番地26	電話66 - 3451
富原 直義	花畔4条1丁目93番地	電話64 - 1203
高田 正敏	花川南5条4丁目120番地	電話73 - 2022
山口 春美	花川北3条4丁目124番地	電話74 - 5261

【知的障害者（児）相談員】

平野 秋夫	花川北4条5丁目88番地	電話74 - 5122
-------	--------------	-------------

在宅福祉サービスについて

ホームヘルパーの派遣

障害者福祉担当
72 - 3194

障がいのため、日常生活を営むのに支障がある身体障がい者、心身障がい児（者）、難病患者及び精神障がい者等の家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し食事、洗濯、掃除、買い物等の身の回りのお世話をします。

なお、視覚障がい者（児）、全身性の障がい者（児）及び知的障がい者（児）で、外出時に付き添いのサービスを必要とされる方は、ガイドヘルパーを派遣します。

所得税額等に応じて、自己負担があります。

デイサービス

障害者福祉担当
72 - 3194

在宅の心身障がい者（児）の方に、通所により機能訓練等のサービスを行います。

所得税額等に応じて自己負担があります。

入浴サービス

障害者福祉担当
72 - 3194

寝たきりの重度身体障がい者で、自宅での入浴が困難な方に移動入浴車が自宅まで出向いて入浴のお世話をします。

除雪サービス

障害者福祉担当
72 - 3194

重度身体障がい者で、除雪が困難な世帯に対し自宅の玄関先から公道まで、若しくは窓際に積もった雪を除雪します。（所得税額等に応じて、自己負担があります）

緊急通報サービス

障害者福祉担当
72 - 3194

ひとり暮らしの重度身体障がい者の自宅に緊急通報装置を取り付け、緊急通報受診センターとを電話回線で直結して急病、事故などの緊急事態に対応します。

移送サービス

障害者福祉担当
72 - 3194

在宅の重度身体障がい者の方が補装具交付のための判定などの時に移動手段の確保が困難な場合に利用出来ます。

短期入所

障害者福祉担当
72 - 3194

在宅の心身障がい者(児)を介護している方が疾病その他の理由により、一時的にお世話出来なくなった場合に、その期間福祉施設でお世話します。所得税額等に応じて、自己負担があります。

手話通訳者の派遣

障害者福祉担当
72 - 3194

身体障害者手帳をお持ちのろうあ者等で、家庭生活及び社会生活を営む上で支障がある方に、手話通訳者を派遣します。

盲導犬取得費の助成

障害者福祉担当
72 - 3194

視覚障がい者が1級の方で、盲導犬の取得にかかる訓練費用、飼育管理技術の取得費用、貸与料などの経費を助成します。飼育に要する経費は除きます。

年金・手当について

年金

障害者福祉担当
72 - 3194

国民年金、厚生年金等各種公的年金に加入している方が、それぞれ法に定める障がい程度に該当する時に、障害基礎年金、障害厚生年金等が支給されます。

ただし、加入期間等一定の受給要件があります。

問合せ先 国民健康保険課国民年金担当 電話72 - 3122

札幌北社会保険事務所 電話011 - 717 - 4111

その他各共済組合へ問合せ下さい。

特別障害者手当

障害者福祉担当
72 - 3194

心身に著しい障がいを持つため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。所得制限あります。

受給額 月額：26,520円

障害児福祉手当

障害者福祉担当
72 - 3194

心身に重度の障がいをもつため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給します。所得制限あります。

受給額 月額：14,430円

特別児童扶養手当

障害者福祉担当
72-3194

20歳未満の障がい児(重度又は中度の心身障がい児)を養育される方に支給します。所得制限あります。(詳細は34ページを)

児童扶養手当

障害者福祉担当
72-3194

母子家庭等の児童(18歳未満の児童又は20歳未満で一定の障がいをもつもの)を養育される母等、及び父が重度の障がい者である家庭の母等に支給します。所得制限あります。(詳細は34ページを)

介護手当

障害者福祉担当
72-3194

6ヶ月以上在宅で寝たきり状態にある重度心身障がい者や特定疾患患者を介護する方に支給します。

在日外国人等福祉給付金

障害者福祉担当
72-3194

在日外国人等で、制度上公的年金の支給対象とならない重度心身障がい者に対し、在日外国人等福祉給付金を支給します。

共済・貸付について

心身障害者扶養共済制度

障害者福祉担当
72-3194

心身障がい者(児)の保護者の方が、毎月一定額を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、残された心身障がい者(児)に生涯を通じて年金が支給されます。

対象：身体障がい者(児)の1級から3級、知的障がい者(児)又は、身体や精神に一定程度の障がいがあると認められる方を扶養する65歳未満の保護者の方

消融雪機器設置費補助及び貸付

維持管理課
72-3138

重度心身障がい者のいる世帯に対し、融雪槽、ロードヒーティングの設置に必要な資金の補助や貸付を行います。台数に制限があります。補助限度額15万円、貸付限度額65万円

医療の助成・給付について

更生医療の給付

障害者福祉担当
72-3194

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、一般医療ですでに治療(欠損医療、変形治療等)したと考えられている障がいに対して、日常生活上、職業上の能力が高まることが期待させる場合には、指定の医療機関で治療を受けることができます。

世帯の前年の所得にかかる所得税・住民税額に応じて自己負担があります。(1月～6月決定分については前々年の所得)

育成医療の給付

江別保健所 こども未来係
011-383-2111

身体に障がいがある児童が、指定医療機関での早期治療を受けることにより、生活能力を得るために必要とする入院、通院にかかる医療の給付制度です。

対象は、18歳未満の肢体不自由・視覚障がい・音声・言語・そしやく機能障害・心臓およびその他内部障害のある方で、確実な治療効果が期待される児童です。世帯の前年度の所得税額等により自己負担があります。

進行性筋萎縮症者療養等給付

障害者福祉担当
72-3194

進行性筋萎縮症にかかっている身体障がい者に対し、国立療養所での治療、訓練及び生活指導を行います。所得税額等に応じて、自己負担があります。

重度心身障害者医療費の助成

医療給付担当
72-3125

保険内医療費の自己負担分を助成します。なお、下記の初診時一部負担金があります。

医科 580円 歯科 510円 柔道整復施術 270円

【対象となる方は、次のいずれかに該当する方】

- ・身体障害者手帳の1級か2級の交付を受けた方
- ・身体障害者手帳の3級（ただし、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に限る）の交付を受けた方
- ・知的障がいの方で、A判定の療育手帳をお持ちの方、または重度と判定・診断された方

交通費・有料道路等の助成割引について

じん臓機能障害者交通費の助成

障害者福祉担当
72-3194

じん臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受け、市外の病院に人工透析療法のため、通院されている方の通院交通費に対して助成します。距離・所得に応じて支給額が変わります。

福祉タクシー利用券の交付

障害者福祉担当
72-3194

在宅で、身体障害者手帳をお持ちの1級又は2級に該当する、視覚、下肢、体幹、心臓又はじん臓機能障がいの方に、利用券を交付します。申請する月で枚数が変わります。

申請月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
枚数	29	27	25	23	21	19	17	14	11	8	5	2

タクシー料金の割引

障害者福祉担当
72 - 3194

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方はタクシー料金が1割引になります。地域によっては受けられない場合もありますので、各市町村にお問い合わせ下さい。

有料道路通行料金の割引

障害者福祉担当
72 - 3194

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、あるいは第1種の身体障がい者又は第1種の知的障がい者の方が同乗し介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が5割引となります。事前に申請が必要です。

申請に必要なもの：身体障害者手帳又は療育手帳、運転免許証、車検証

J R 運賃の割引

障害者福祉担当
72 - 3194

心身障がい者に対し、J Rの運賃が割引されますので乗車券を購入する時に、手帳を提示して下さい。

対象者	内 容
第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人及び介護者とも運賃が5割引(本人のみ乗車の場合は片道100kmを超える場合が対象)
第2種身体障害者 第2種知的障害者	本人のみの運賃が5割引(片道100kmを超える場合が対象)

バス運賃の割引

障害者福祉担当
72 - 3194

心身障がい者に対し、バスの運賃が割引されますので運賃を払う時に、手帳を提示して下さい。

対象者	内 容
第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人及び介護者とも運賃が5割引
第2種身体障害者 第2種知的障害者	本人のみの運賃が5割引

航空運賃の割引

障害者福祉担当
72 - 3194

12歳以上の心身障がい者(児)の方が、定期航空路線の国内線を利用する場合に、運賃の割引があります。

対象者	内 容
第1種身体障害者及びその家族 第1種知的障害者及びその家族 第2種身体障害者 第2種知的障害者	航空各社の規定によります。

自動車に関する制度について

運転免許取得費の助成

障害者福祉担当
72 - 3194

障がいの程度が4級以上の身体障がい者の方で、通勤や就職などのために運転免許を取得する場合に助成します。事前に申請が必要です。

自動車改造費の助成

障害者福祉担当
72 - 3194

重度の肢体不自由の方が通勤・通学または営業のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費を助成します。
事前に申請が必要で、所得制限があります。

駐車禁止除外指定車

札幌北警察署
011 - 727 - 0110

身体障害者手帳を所有する歩行困難な方が使用中の車両は、公安委員会から駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車の標章の交付を受けることができます。

対象者：視覚障がい(2級以上)、平衡、下肢、体幹機能障がい(5級以上)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい(3級以上)、上肢機能障がい者で自ら手を使わず、足で操作して運転している方

税金・公共料金等の減免、割引について

税の控除

所得税・住民税・相続税・贈与税・の税制には、心身に障がいのある方(贈与税は障がい重度の方)の控除があります。

問合せ先 住民税：税務課市民税担当 電話72 - 3119

所得税・相続税・贈与税：札幌北税務署

電話011 - 707 - 5111

自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

障がいのある方が所有している自動車など(障がいのある方が18歳未満の場合や、知的障がい者の方・精神障がい者の方の場合は生計を一にする方が所有している自動車等も含みます)について、障がいのある方が使用している場合、もっぱら障がいのある方などの通学や通勤などのために、生計を一にする方又は単身で生活する障がいのある方などを常時介護する方が使用する場で一定の要件にあてはまる方は、申請により自動車税等の減免を受けることができます。(1人1台に限ります)

なお、自動車・軽自動車取得税は取得後2ヶ月以内に申請が必要です。それぞれ対象となる障がい異なりますので、お問い合わせ下さい。

問合せ先 自動車税・自動車・軽自動車取得税：

札幌北道税事務所 電話011 - 746 - 1191

軽自動車税：税務課市民税担当 電話72 - 3119

一般診療の自己負担、看護料の自己負担などについて医療費控除を受けることが出来ますが、その他にも次のものなども医療費控除の対象となります。

ストマ用装具の費用・・・人工肛門又は尿路変向（更）のストマのある方が使用しているストマ用装具の費用（医師の証明書が必要です）

おむつ代・・・傷病などにより寝たきりとなった方がおむつを使用している場合（医師の証明が必要です）

在宅療養の介護費用・・・傷病により寝たきり等の状態にある方が医師との連携の下に在宅療養のため、在宅介護サービス又は在宅入浴サービスを受けた場合（サービスの提供主体の証明書が必要です）

問合せ先 札幌北税務署 電話011-707-5111
税務課市民税担当 電話72-3119

郵便料金の減額

市内各郵便局

盲人用点字のみを掲げたもの、盲人用録音物・点字用紙（指定施設の発受するもの）は郵便料金が無料になります。心身障がい者団体が発行する定期刊行物は500部から第3種郵便物として認定されます。

盲人用点字小包郵便物、心身障がい者用小包郵便物（図書館の発注するもの）、聴覚障がい者用小包（指定施設の発受するもので3以下のもの）は、書籍小包料金又は一般小包料金の半額になります。

青い鳥郵便葉書

市内各郵便局

重度の身体障がい者に対して毎年（受付期間4/1～5/31まで）申出者1人につき20枚の青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

NHK放送受信料の免除

障害者福祉担当
72-3194

下表の方について、NHK放送受信料の免除が受けられます。

区 分	全額免除	半額免除
身体障害者手帳を所持し、市が「貧困な世帯」と認める場合		
療育手帳A判定とされた者を世帯構成員に有し、世帯員すべてが市民税非課税の場合		
身体障害者手帳を所持し、視覚障がい者又は聴覚障がい者で世帯主の場合		
身体障害者手帳を所持し、重度の肢体不自由者（2級以上）で世帯主の場合		

NTT 番号案内の無料

NTT
局番なしの116

視覚障がい(6級以上) 上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(2級以上)の方がNTTに申請すると、番号案内(104)が無料になります。

公衆電話のクレジット通話

NTT
局番なしの116

身体障がいの方が公衆電話を使用する時、クレジット通話用カードをする利用すると、一般家庭と同じ料金で通話出来ます。

対象者：聴覚・音声・言語・そしゃく・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい

保養センター入浴利用券の交付

障害者福祉担当
72-3194

重度心身障がい者のかた方で、6ヶ月以上市内に住民登録のある方に対し、石狩市保養センター「番屋の湯」の入浴利用券を交付しています。

対象者：身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方

交付時期及び場所 毎年4月から

市総合保健福祉センター(りんくる)、各出張所

日常生活訓練等について

こども発達支援センター(児童デイサービス)

こども発達支援センター
72-7015

心身の発達に遅れや障がいのある児童が個々の心身の状況に応じ、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応を図り、発育・発達を援助します。(30ページ参照)

障がい児保育

児童・保育担当
72-3128

日々保育に欠け、心身に障がいがある児童の保育を行います。

知的障害者生活能力訓練

障害者福祉担当
72-3194

在宅の知的障がい者とその保護者が知的障害者援護施設へ一時的に入所し、生活訓練及び日常生活について正しい知識を得ます。

知的障害者地域共同作業所

タンポポのはら
73-9056

一般の企業への就労が困難な15歳以上の在宅の心身障がい者に対し、就労の場を設け、通所による作業指導を行います。

その他の制度

新マル優制度等

各金融機関

少額貯蓄制度、郵便貯金、少額公債非課税制度。身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方などは元本又は額350万円を限度に利子等が非課税になります。

特別障害者手当等の受給者の定期預金等の金利の特例

各金融機関

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者等の定期預金及び定期郵便貯金は、300万円の範囲内で利率等に関する特例措置が適用されます。

就職援護

障がいのある方の就労のために各種サービスを行っています。

【就職促進措置、公共職業訓練、職場適応訓練】

札幌公共職業安定所(札幌市中央区南10西14) 電話011-562-0101

【職業準備訓練、職業講習、職域開発援助】

北海道障害者職業センター(札幌市北区北24西5)電話011-747-8231

【身元保障】

雇用促進事業団北海道促進センター(札幌市中央区北1西6)

電話011-261-5306

【就職資金の貸付】

札幌公共職業安定所又は雇用促進事業団北海道促進センター

高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会

障害者福祉担当
72-3194

スポーツを通じ高齢者・身体障がい者の体力の維持、増進を図るため年1回開催します・

北海道障害者スポーツ大会

障害者福祉担当
72-3194

障がい者がスポーツを通じて体力の維持、機能回復、自立更生を図るとともに道民の障がい者に対する理解を深めるため開催します。

郵便による不在者投票

選挙管理委員会事務局
72-3146

各種選挙の際、指定された投票所での投票が困難な重度の障がい者の方は、郵便で投票することが出来ます。

対象者：下肢、体幹・移動機能障がい(2級以上)・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい(3級以上)

健康づくりサービス

母子保健について

母子健康手帳の交付

保健サービス担当
72 - 3124

妊娠の届出により母子健康手帳を交付します。

妊婦健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

道内産婦人科において行う妊婦一般健康診査等について健康診査料金の助成を行います。(受診券の発行)

妊産婦保健指導

保健サービス担当
72 - 3124

妊婦さんや配偶者の方を対象に母親教室、両親教室を開催し、また健康診査等により必要のある方には保健指導を行います。

妊産婦・新生児訪問指導

保健サービス担当
72 - 3124

初めてのお子さんや、健康上必要のある新生児、妊産婦の方に訪問指導を行います。

乳児健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

4ヶ月・10ヶ月児を対象に問診、計測、小児科医による診察、保健指導、栄養指導、歯科指導等の健康診査を行います。

1才6ヶ月児健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

1才6ヶ月～1才7ヶ月児(2才まで受診可)を対象に問診、計測、小児科医による診察、歯科検診及びフッ素塗布、発達相談、保健指導、栄養指導、歯科指導等の健康診査と行います。

歯科検診・フッ素塗布

保健サービス担当
72 - 3124

歯がはえてから4才0ヶ月までのお子さんを対象に歯科診査・フッ素塗布・ブラッシング指導を行います。半年ごとに受けることができます。

3才児健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

3才児を対象に問診、計測、小児科による診察、歯科検診及びフッ素塗布、発達相談、保健指導、栄養指導、歯科指導等の健康診査を行います。

乳幼児健康相談

保健サービス担当
72 - 3124

乳幼児の発育や栄養、また育児等に関する相談を行います。身体計測も出来ます。

子ども発達相談

保健サービス担当
72 - 3124

乳幼児の心身の発達や育児について発達相談員がご相談に応じます。

子育て広場・離乳食教室

保健サービス担当
72 - 3124

乳児及び保護者の方を対象に、子育て広場、離乳食教室を開催します。子育て広場では、親子あそびの紹介や、座談会、離乳食教室では試食やメニューの紹介などを行います。

成人保健について

検診に関する詳細については「石狩市成人検診のご案内」(窓口で配布)・広報等をご覧ください。

健康手帳の交付

保健サービス担当
72 - 3124

40歳以上の老人保健事業を利用される方に交付します。(りんくる・出張所にて交付しています)

節目検診

保健サービス担当
72 - 3124

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方に実施

男性: 基本健康診査 胃・肺・大腸・前立腺がん検診・歯周病検診

女性: 基本健康診査 胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診・歯周病検診・骨粗しょう症検診

基本健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

対象は40歳以上の市民で集団検診と個別検診(市内医療機関を受診)があります。内容は問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図検査、眼底検査、内科検診です。

眼底検査は、集団検診と市内医療機関(石狩病院・茨戸病院)で実施しています。

一般健康診査

保健サービス担当
72 - 3124

ふだん検診を受ける機会の少ない18歳~39歳までの方を対象に問診、身体計測、血圧測定、血液検査を行います。

肝炎ウィルス検診

保健サービス担当
72 - 3124

基本健診受診者で、節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)である、又は節目年齢以外でも健診結果、肝機能異常があった方・大きな手術や出産時大量出血をした方を対象にC型B型肝炎検査を実施。集団・個人検診で受診出来ます。

がん検診

保健サービス担当
72-3124

集団検診と個別検診（市内医療機関、対がん協会を受診）があります。

女性	男性	30歳から 受診出来ます	子宮がん検診（内容は子宮頸部細胞診、必要者には体部細胞診） 乳がん検診（内容は視診・触診及びマンモグラフィ（レントゲン）当日精密検査） 胃がん検診（バリウムによる胃部X線撮影）
		40歳から 受診出来ます	肺がん検診（胸部X線撮影、必要者には喀痰検査） 大腸がん検診（2日間の便潜血反応検査）

マンモグラフィ該当者：50才以上又は血族2親等以内に乳がんの既往のある方で2年に1回

骨粗しょう症検診

保健サービス担当
72-3124

18才以上59才以下の女性を対象にX線による骨密度の検査を行います。（3年に1度）節目検診と個別検診（対がん協会のみ委託）

歯周病予防相談

保健サービス担当
72-3124

基本健康診査（集団）実施時に、歯科衛生士による歯槽膿漏や入れ歯等口腔衛生の相談、ブラッシング指導を行います。

健康相談（成人一般）

保健サービス担当
72-3124

保健師・栄養士による生活習慣病などに関する相談をお受けします。血圧測定・体脂肪の測定も可能。月1回開催で前日までの予約制です。

地区健康相談・健康教育

保健サービス担当
72-3124

地域の団体、サークル等に保健師・栄養士などがお伺いして健康相談・健康教育を行います。ご利用下さい。

健康増進事業

各事業とも病気やけがで運動制限のない方がご利用できます。詳しくは広報をご覧ください。

健康づくり教室

保健サービス担当
72-3124

ヤングコース : 18才～39才の市民（女性）
フレッシュ水中運動コース : 40才～59才の市民（女性）
ゆったり運動コース : 60才以上の市民
内容は健康づくりに関する学習・運動実践です。

フリープラン(健康運動個別指導)

保健サービス担当
72-3124

18才以上の市民の方を対象に、個別にマシン等を活用しての健康運動実践を行うための事業です。体力診断による個人にあった運動指導、健康チェック、栄養・生活指導を行い、利用料は1回200円です。(初回は予約が必要です)

その他

保健サービス担当
72-3124

健診の結果、要指導となった方の生活習慣病予防のための教室や個別指導を実施しています。

老人保健について

機能訓練事業

ケアサービス担当
72-6124

脳卒中や難病などで身体や言葉に障がいがある方で、在宅の方を対象に、日常生活の自立を助けるために、レクリエーションや基本動作訓練などを行います。(介護保険のサービスを受けている方は、参加出来ない場合があります)

高齢者・障がい者の方への訪問指導

ケアサービス担当
72-6124

保健師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士が健康上の相談や福祉サービスの利用等についての相談を受け、訪問指導・訪問リハビリを実施しています。

訪問歯科診査事業

ケアサービス担当
72-6124

在宅で病気や障がいにより、歯科受診が困難な方を対象に、歯科医師による訪問診査を行います。
内容：診査(歯の状態のチェック・保健指導)

介護者支援事業

ケアサービス担当
72-6124

病気や障がいを持っている方の介護者を対象に介護者同士の情報交換や交流を行っています。

【介護者交流会】

- ・失語症者の介護者交流会：失語症(言語の障がい)の方を介護している家族の交流会
- ・痴呆症者の介護者交流会：痴呆症の方を介護している家族の交流会

【介護者リフレッシュ事業】

介護者を対象に楽しい行事や交流を通して心身のリフレッシュを図ります。詳しくは広報をご覧ください。

パワーリハビリテーション

ケアサービス担当
72 - 6124

介護保険要介護認定で、非該当・要支援・要介護1程度と認定された方（もしくは同程度と認められる虚弱高齢者）を対象に、筋力や体力の向上、日常生活動作の改善のために、筋力トレーニングマシンなどを使用した運動を実施します。

精神保健について

こころの健康相談

江別保健所 石狩支所
74 - 1142

不眠・引きこもり・痴ほう・拒食・過食・アルコール依存・ギャンブル依存・抑うつ・精神分裂病などの本人や家族の悩みに専門家が相談に応じます。

対象者：市民の方

内容：精神科医師、保健師、臨床心理士の個別相談（予約制）

料金：無料

精神障害者地域共同作業所

健康推進担当
72 - 7012

在宅の精神障がい回復者の社会復帰を促進するため、必要な生活訓練、作業訓練等をする作業所の運営を支援します。

対象施設：通所者が5人以上20人未満の作業所

地域共同作業所の状況：地域作業所 1施設（石狩はまなす館）

精神障害回復者通所交通費補助

健康推進担当
72 - 7012

在宅精神障がい回復者が、地域協同作業所又は授産施設に通所するために要する交通費を助成し、その経済的負担を軽減し社会復帰、社会参加の促進を図ります。

対象者：市内に住所を有し公共交通機関の利用、又は身体障がい者等やむを得ない事由により自動車を利用し作業所に通所する在宅精神障がい回復者。

届出：作業所等の施設長又は運営団体の代表者に届け出て確認し、申請します。

補助額：公共交通機関～1日当たり300円定額

自動車～1日200円定額

予防接種・その他の保健事業について

乳幼児予防接種

健康推進担当
72-7012

対象者と内容は次のとおりです。

ツベルクリン反応検査・BCG	集団接種3～48ヶ月児
ポリオ（小児マヒ）	集団接種3～90ヶ月児
3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）	個別接種3～90ヶ月
2種混合（ジフテリア・破傷風）	個別接種3～90ヶ月
はしか（麻しん）	個別接種12～90ヶ月
風疹	個別接種12～90ヶ月

手続き「りんくる母子保健情報」の日時に合わせ母子手帳を持参し、直接会場又は市内医療機関で接種して下さい。

料 金：無料

ポリオ追加予防接種

健康推進担当
72-7012

対象者：昭和50～52年生まれの方で、特に、ポリオウイルス常在国に渡航時又はその子供がポリオワクチン予防接種を受ける時に接種することが望ましい。

内 容：乳幼児の接種日に併せ、春・秋各1回実施します。

結核検診

健康推進担当
72-7012

対象者：市内に居住する15才以上の方

内 容：胸部X線撮影(札幌健康相談所の検診者で市内会館等を巡回)

料 金：無料

時 期：9月の3日間（9月号広報に掲載します）

エキノコックス症検診

健康推進担当
72-7012

対象者：小学校3年生以上で過去5年間この検診を受診していない方

内 容：市内医療機関で血液検査

料 金：無料

日 時：4月1日～1月末日

特定疾患(難病)治療費公費負担

江別保健所保健予防係
011-383-2111

原因が不明で治癒の確立していない疾患(52疾患)を対象に治療費の公費負担を行います。病名や受給条件はお問い合わせ下さい。

エイズ(HIV抗体検査と相談)

匿名による血液検査を月1回実施しています。また、専用電話による相談を開設しています。検査の申し込みは事前に電話で受け付けしています。

問合せ先 江別保健所 電話011-383-3449

江別保健所 石狩支所 電話0133-74-0240

児童・母子福祉サービス

相談について

家庭児童相談

本庁舎 2 階 こども相談センター
72 - 3195

家庭児童相談員が、児童一般に関する相談業務を行っています。
養育・しつけ及び児童虐待などお気軽にご相談下さい。

母子相談

本庁舎 2 階 こども相談センター
72 - 3195

母子家庭や寡婦に関する生活上の相談や母子寡婦福祉資金の貸付
などについての相談業務を行っています。お気軽にご相談下さい。

【母子寡婦福祉資金】

母子家庭や寡婦(配偶者のいない女性でかつて母子家庭の母であつた方)に、経済的自立と児童福祉の増進などを目的に資金をお貸しします。

制度上、内容が多種多様になっておりますので、担当(母子自立支援員)にお問い合わせ下さい。

こども発達支援センター

こども発達支援センター
72 - 7015

ことば・運動などの発達に遅れや心配のあるお子さんが日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応出来るよう、遊びを通じて、発達の援助や相談を行っています。

グループや個別指導をそれぞれ個々の発達段階に合わせて、保育士・言語聴覚士指導員・理学療法士・作業療法士などが、指導プログラムを立てて援助しています。

子どもの発達についての心配や不安のある方を対象に相談や見学を受けています。

地域子育て支援センター

子育てに対する不安についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援を行っております。

主な事業・活動

- ・遊びの広場 育児不安等についての相談・指導・情報提供
子育てサークルなどへの育成支援
- ・子育てサロン 専用室を開放してます
- ・よちよちサロン 1才までのお子さんを対象に保育士と一緒に
遊んだりしてリフレッシュ
- ・子育て講座 子育てに関する講座の開催

場所 えるむ保育園内(花川北2-5 63) 電話71-2013
南線光の子保育園内(花川南4-3 2) 電話73-0773

主任児童委員

福祉総務課
72 - 3127

児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整、児童委員が行う調査・指導等の

活動に対し、援助・協力を行っています。(詳しくは 37～38 ページ)

施設について

保育所

児童・保育担当
72-3128

仕事や病気などのため、保護者が小学校に入学する前までのお子さんを保育出来ないとき、保護者に代わって日中保育するところです。

- ・保育料は、保護者の所得税額等や、保育するお子さんの年齢によって決定します。
- ・2人以上のお子さんが入所したときは、保育料が減免されます。
- ・定員を超えた申し込みがあったとき、又は保育が出来ない事情の程度により入所出来ない場合があります。

	名称	区分	定員	入所年齢	所在地	電話
常 設	はなます保育園	市立	30名	1歳6ヶ月以上	親船45-2	62-3247
	くるみ保育園	市立	45名	1歳6ヶ月以上	八幡1丁目433-14	66-3479
	南線光の子保育園	私立	120名	生後8週間以上	花川南4条3丁目2	73-0773
	石狩仲よし保育園	私立	90名	生後8週間以上	花川北4条3丁目5-3	74-4388
	えるむ保育園	私立	90名	生後6ヶ月以上	花川北2条5丁目63	74-0696
	友愛保育園	私立	60名	生後8週間以上	花川南8条3丁目153-3	73-6686
	まきば保育園	私立	60名	生後8週間以上	樽川6条2丁目600	72-0050
へ き 地	生振保育園	市立	60名	1歳以上	生振793-2	64-9401
	高岡保育園	市立	50名	1歳以上	八幡町高岡31-6	66-4030

【特別保育事業の実施状況】

名称	一時的保育	障がい児保育	時間延長保育	乳児保育
はまなす保育園				
くるみ保育園				
南線光の子保育園				
石狩仲よし保育園				
えるむ保育園				
友愛保育園				
まきば保育園				

一時的保育：児童が継続的に保育に欠ける時、及び緊急かつ一時的に保育が必要な時、または育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために実施しております。

障がい児保育：心身に程度の軽い障がいがある児童を一般児童と共に集団保育することによって、その児童の健全な社会性の成長を育むことなどを目的に実施しております。

時間延長保育：仕事と育児の両立を支援するため、保育時間の延長を実施しております。

乳児保育：生後8週間を経過した乳児の保育、及び育児休業明けの乳児の入所を実施しております。

病後児保育

児童・保育担当
72 - 3128

保育所に通所している1歳以上の児童が病気回復期にあり、自宅で保育している場合、派遣により保護者に替わって保育士や看護師がお世話をします。

助産施設入所

児童・保育担当
72 - 3128

経済的な理由により入院助産を受け付けることが出来ないと認められる妊産婦が助産施設に入所出来る制度です。

利用施設：江別市助産施設（市立江別総合病院内）他（例 札幌市内に5カ所あります）

主な対象者：生活保護被保護世帯の方
市町村民税非課税世帯の方
所得税非課税世帯の方で、健康保険等から30万円以上の出産育児一時金等の支給を受けることが出来ない方

児童館・放課後児童会

児童館（代表）
74 - 2884

子どもたちに健全な遊びを通し、健康を増進させ、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設です。

また、児童館などにおいて、昼間働いているなどで家庭に保護者のいない小学校3年生以下の児童を対象に、放課後児童会（クラブ）を開設しています。

【児童館】

児童館名	所在地	電話
花川児童館	花川北6条1丁目41-1りんくる2F	72-7016
花川北児童館	花川北3条2丁目199-2	74-2884
おおぞら児童館	花川南1条1丁目78	73-4849
おおぞらミニ児童館	花川北1条6丁目1紅南小内	74-0327
花川南児童館	花川南8条3丁目153-5	72-7311
緑苑台小学校ミニ児童館	緑苑台中央3丁目603	72-1704
八幡小学校ミニ児童館	八幡4丁目167	66-3305

【開館時間など】

児童館名	開館時間		休館日	幼児開放 幼児とその母親 のための開放	こころひろば 9:00~ 11:30 休館日は休み
	月~金	土曜日、夏・冬・ 春休み等の学休日			
花川児童館	13:00~ 17:30	9:00~ 17:30	日曜日 祝祭日 年末 年始	月~金曜日 9:30~ 11:30	火曜日 水曜日 木曜日
花川北児童館					
おおぞら児童館					
花川南児童館					
おおぞらミニ児童館					
緑苑台小学校ミニ児童館					
八幡小学校ミニ児童館					

【放課後児童会（入会申請が必要です）】

児童会名	所在地	電話	定員
あおぞらクラブ	花川南1条1丁目78あおぞら児童館内	73-4849	40名
ピノキオクラブ	花川北3条2丁目199-2花川北児童館内	74-2884	50名
なかよしクラブ	花川南8条3丁目153-5花川南児童館内	72-7311	50名
げんきっ子クラブ	花川北1条6丁目1紅南小学校内	74-0327	25名
つくしクラブ	親船町45-2はまなす保育園内	62-3247	15名
ファイトキッズクラブ	八幡町4丁目167八幡小学校内	66-3305	20名
キラキラクラブ	緑苑台中央3丁目603緑苑台小学校内	72-1704	25名
パストラルクラブ	樽川6条2丁目601パストラル会館内	72-5640	20名
花っこクラブ	花畔1条1丁目7花川小学校内	64-2123	35名

開館時間

- ・月～金曜日 午後1時～午後6時
- ・土曜日、夏・冬・春休みなどの学休日 午前8時～午後6時

母子生活支援施設入所

児童・保育担当
72-3128

児童を扶養している母子世帯またはこれに準ずる事情にある女子が、生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉が十分でない方を対象に、自立促進のためにその生活を支援する施設です。入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための支援・相談・指導を行っています。

利用料金 世帯の所得状況に応じて負担金を納めて頂きます。

利用施設 母子生活支援施設：江別市「ひまわり」、他札幌市内6カ所

手当について

児童手当

児童・保育担当
72-3128

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活安定と次代の社会をになう児童の健全育成及び資質向上を目的とした制度です。

対象 9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校第3学年修了前の児童)を養育している方(所得制限があります。)

対象年齢 小学校第3学年修了(9歳到達後最初の年度末)

手当月額 第1子・第2子 5,000円

第3子 10,000円

支払時期 2月・6月・10月

厚生年金等に参加されている方で、本来児童手当の所得制限により該当しない方でも、「特例給付」という区分で該当する場合があります。

特例給付の区分で手当を受けている方は、厚生年金等を脱退された場合に、手当が受けられなくなりますので、必ず担当までご連絡下さい。

特別児童扶養手当

児童・保育担当
72-3128

支給要件 20歳未満の重度、又は中度の心身に障がいのある児童を養育している父もしくは母、又は、父母にかわって児童を養育している方に支給されます。(所得制限があります)

詳細は担当までお問い合わせ下さい。

支給されない場合

児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる
とき。

児童が、児童福祉施設等に入所しているとき。

支給額 児童1人1級：月額50,900円

2級：月額33,900円

支給月 4月、8月、11月(それぞれ前月分までの支給ですが、11月だけが、支給月分まで支給されます)

児童扶養手当

児童・保育担当
72-3128

父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない方で、次の要件にあてはまる児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方、心身に中度以上の障がいをもつ場合は20歳未満)を監護・養育している母又は養育者に支給されます。

支給要件

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童

父が重度の障がいにある児童

引き続き1年以上父が拘禁又は、父から遺棄されている児童

父母とも不明又は父の生死が明らかでない児童

母が婚姻によらないで生まれた児童

支給されない場合

児童が、児童入所施設又は里親に委託されているとき。

公的年金(老齢福祉年金以外)の給付を受けているとき。

手当の支給要件に該当してから5年間請求しなかったとき。

児童が、母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父障がいを除く)。

その他、支給されない場合の要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせ下さい。

支給額(所得制限があります)

区分	全額支給	一部支給	備考
児童1人	月額41,880円	月額41,870円~9,880円	基準額(第1子)41,880円
児童2人	月額46,880円	月額46,870円~14,880円	加算額(第2子)5,000円
児童3人	月額49,880円	月額49,870円~17,880円	加算額(第3子以降)3,000円

支給月 4月、8月、12月(それぞれ前月分まで支給)

乳幼児医療費

医療給付担当
72-3125

6歳未満の乳幼児の入院、外来などの保険内医療費の自己負担分を助成します。

なお、下記の初診時一時負担金があります。

医科580円 歯科510円 柔道整復施術270円

その他

石狩市まちかどサポートセンター運営支援事業

福祉総務課

72 - 3127

【この事業の目的は】

この支援事業は、町内会や地域のボランティア等の団体が高齢者、児童又は障がい児(者)を支援して地域で実施する事業に対して助成をするものです。

【助成の対象者は】

この助成を受けることができるのは、対象事業を1年以上実施している地域のボランティア団体、地区社会福祉協議会及び特定非営利活動団体などの非営利団体です。

【対象になる事業は】

(1) 高齢者いきいき支援活動事業

(介護予防のための生きがい事業など)

(2) 子育て支援活動事業

(放課後児童会運営事業、ミニ児童館事業など)

(3) 障がい児(者)支援活動事業(障がい者への活動支援事業)

【助成金の額は】

(1) 実施基本割

基本額を2万5千円(1月当たり1回の実施)とし、基本額の対象となる実施回数を超えて1回実施するごとに1万円を加算します。ただし、上記(2)の事業の場合は基本額を1万5千円とし、増額1回分を5千円とします。これにより算出された額と助成対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に「10分の8」(上記(2)の事業を実施するサークル的団体は「10分の6」)を乗じて算出した額を実施基本割として助成します。

(2) 使用料割

1万円を上限として、事業を実施した場所の使用料の実費相当額とします。

なお、この助成金は上限額であり、その用途にも制限があります。

石狩市まちかどサポートセンター運営支援事業補助団体一覧

(平成16年4月現在)

高齢者いきいき支援活動事業	子育て支援活動事業
<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン宝寿の会 ・親船東地区社会福祉協議会 ・花川南第一町内会区内社会福祉協議会 ・石狩障害老人と共に歩む会 ・特定非営利活動法人 たすけあいワカズ・エルサ ひまわりの会 ・お年寄りと集う会 つくしんぼう 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんぱんまんひろば ・育児サークル ワンステップ ・育児サークル ママといっしょ ・親子リズム ・特定非営利活動法人 こどもコムステーションいしかり ・ミラクルキッズ ・Beans
計6団体	計7団体

【生活保護】

生活保護とは、国が生活に困っている世帯に対してその状況と程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で、生活できるよう手助けすることを目的とした制度です。

困っている生活状況に応じて必要な援助が受けられます。

区 分	扶 助 内 容
生 活 扶 助	暮らしに必要な衣類・食費・光熱水費等の費用
住 宅 扶 助	家賃等住まいの費用
教 育 扶 助	義務教育に必要な費用
医 療 扶 助	病気・ケガ等の治療の費用
介 護 扶 助	介護サービスに対する費用
その他の扶助	出産・生業・葬祭等一時的または臨時的な費用

私は、地区を担当する民生委員・児童委員です

平成16年4月1日現在

(任期 平成13年12月1日～平成16年11月30日)

【石狩地区民生委員児童委員協議会】

氏名	住所	電話番号	担当区域
簡吉	かほる 横町13-1	62-3075	本町第3、本町第4、本町2区の一部
岡丈子	横町23	62-3485	本町第1、本町第2、本町2区の一部
伊藤民子	親船町75	62-3229	治水はまなす
古川房子	親船町75-9	62-4474	柏東西、柏北
中矢真弓	親船東3条1丁目172	62-3479	むつみ町内会
宗田芳久	親船東1条1丁目133	62-3751	ハマナス、志美、漁民団地、親船東1・2条
西井芳暎	八幡町高岡16-2	66-3411	高岡、五の沢
蓮田栄一	北生振312-3	66-3977	北生振、美登位
小出ルリ子	緑ヶ原2丁目248	66-3570	緑ヶ原
大川修司	八幡4丁目39	66-3020	八幡4丁目～5丁目
石田瑛玄	八幡1丁目54-2	66-3222	八幡1丁目～3丁目、若生
藤本陽子	新港南1丁目19-36	64-3019	花畔中央の一部、新港南の一部
尾田久男	花畔北11線	64-2067	花畔農住、ニュータウン、新港の一部
住友純子	花畔2条1丁目66-1	64-7177	新道、大和、花畔中央の一部
佐藤佳子	花畔1条1丁目3	64-2071	花畔中央の一部
小野勝子	花川東96	74-3680	花川東
豊田一子	緑苑台東3条2丁目41	72-5105	緑苑台東3条1丁目～3丁目
鳴海誠子	緑苑台東3条3丁目34	72-5550	緑苑台(東3条1丁目～3丁目を除く地域)
六小川輝子	生振584-14	64-9457	中生振(南)
小川ヨシ子	生振323-3	64-9250	中生振(北)
寺島ハル	花川北7条2丁目2-1	74-2308	花川北6条1丁目、花川北7条1丁目～3丁目
松村政勝	花川北6条2丁目52	74-3697	花川北6条2丁目
吉永和子	花川北6条3丁目105	74-2493	花川北6条3丁目
大塚ふし子	花川北6条5丁目201	74-3679	花川北6条5丁目
渡邊純子	親船東3条1丁目62	62-4088	主任児童委員
長谷川洋子	花川北6条1丁目65-1	74-8669	主任児童委員

【花川北地区民生委員児童委員協議会】

氏名	住所	電話番号	担当区域
高橋龍藏	花川北6条4丁目18	74-5671	花川北6条4丁目
土田京子	花川北5条1丁目16	74-3292	花川北5条1丁目
渡辺美子	花川北5条1丁目86	74-8160	花川北5条2丁目
畑宮ヨシ	花川北5条3丁目66	74-0548	花川北5条3丁目
米田宮治	花川北4条2丁目8-2	74-2718	花川北4条1丁目、花川北4条2丁目の一部
佐藤奈津子	花川北4条2丁目147	74-7393	花川北4条2丁目の一部
河野保夫	花川北4条3丁目4-9道主D10-402	74-9263	花川北4条3丁目の一部
大沢幸子	花川北4条3丁目4-7道主D7-204	74-3235	花川北4条3丁目の一部
藤村恵美子	花川北4条4丁目103	74-4130	花川北4条4丁目
説田洋子	花川北4条5丁目12	74-4663	花川北4条5丁目
嶋田哲夫	花川北3条1丁目2-108	74-1410	花川北3条1丁目
三島明子	花川北3条2丁目4	74-7190	花川北3条2丁目
三國哲男	花川北3条3丁目14緑苑コーポ408	74-2041	花川北3条3丁目の一部
金澤澄子	花川北3条3丁目4公園5-501	74-0754	花川北3条3丁目の一部
才田八ツ子	花川北3条3丁目4公園11-208	74-7740	花川北3条3丁目の一部
佐藤真千子	花川北3条4丁目69	74-6134	花川北3条4丁目
鶴間常	花川北3条5丁目139	74-0386	花川北3条5丁目
田中迪子	花川北3条6丁目64	74-6408	花川北3条6丁目
成田良一	花川北2条2丁目82	74-8926	花川北2条2丁目
内山武	花川北2条3丁目12	74-4515	花川北2条3丁目
千田和代	花川北2条4丁目42	74-5358	花川北2条4丁目
樋口春樹	花川北2条5丁目180	74-7558	花川北2条5丁目
小西政勝	花川北2条6丁目57	74-5365	花川北2条6丁目の一部
小稲憲次	花川北2条6丁目195	74-1710	花川北2条6丁目の一部
浦田洋史	花川北1条1丁目2-89	74-9863	花川北1条1丁目
欠員			花川北2条1丁目
澤田和子	花川北1条2丁目4	74-7153	花川北1条2丁目の一部
大平正子	花川北1条2丁目299	74-7195	花川北1条2丁目の一部
中本教子	花川北1条3丁目61	74-0273	花川北1条3丁目
本村美世	花川北4条4丁目16	74-6922	主任児童委員
星川富美子	花川北2条2丁目103	74-6124	主任児童委員

【花川南第1地区民生委員児童委員協議会】

氏名	住所	電話番号	担当区域
間ヶ敷 明子	花川北1条4丁目163	73-3987	花川北1条4丁目
佐藤 夕三	花川北1条5丁目158	74-1356	花川北1条5丁目の一部
工藤 哲也	花川北1条5丁目408	73-2297	花川北1条5丁目の一部、6丁目
池端 昭雄	花川南1条1丁目65	73-0396	花川南1条1丁目、花畔の一部
池田 久美子	花川南1条2丁目171	73-7165	花川南1条2丁目
五十嵐 ルミ子	花川南1条3丁目133	73-4107	花川南1条3丁目
佐々木 日登美	花川南1条4丁目257	73-1191	花川南1条4丁目
高杉 昇	花川南1条5丁目106	73-4346	花川南1条5丁目
洪川 季史子	花川南2条2丁目201	73-0195	花川南2条2丁目
鷺尾 弘之	花川南2条3丁目134	72-2316	花川南2条3丁目
豊原 正	花川南2条4丁目165	73-5599	花川南2条4丁目
池元 美枝子	花川南2条5丁目105	73-7321	花川南2条5丁目
横井 京子	花川南2条6丁目238	73-2035	花川南2条6丁目の一部
菅沼 郁子	花川南2条6丁目100	73-6957	花川南1条6丁目、花川南2条6丁目の一部
中川 京子	花川南3条1丁目89	73-4563	花川南2条1丁目、花川南3条1丁目
荒澤 光宏	花川南3条2丁目243	73-4663	花川南3条2丁目
越野 光子	花川南3条3丁目152	73-4373	花川南3条3丁目、花川南4条4丁目
安保 隆之	花川南3条4丁目270	73-7821	花川南3条4丁目~5丁目、花川南4条5丁目~6丁目
窪田 隆臣	花川南4条1丁目165	73-3321	花川南4条1丁目
進藤 五郎	花川南4条2丁目159	73-7738	花川南4条2丁目
池田 京子	花川南4条3丁目108-2	73-2803	花川南4条3丁目
二上 朋子	花川南4条1丁目48番地	72-0330	主任児童委員
納谷 真智子	花川南1条1丁目212番地	73-2223	主任児童委員

【花川南第二地区民生委員児童委員協議会】

氏名	住所	電話番号	担当区域
小林 忠雄	花川南5条1丁目220	74-1100	花川南5条1丁目
小稲 敏子	花川南6条1丁目63	73-6184	花川南6条1丁目
山内 光子	花川南5条2丁目151	73-5273	花川南5条2丁目
今川 智恵子	花川南5条3丁目80	72-4397	花川南5条3丁目
横井 國夫	花川南5条4丁目2	73-3857	花川南5条4丁目
菊地 昌子	花川南5条5丁目21	73-3596	花川南5条5丁目~6丁目
欠員			花川南6条2丁目
熊谷 勉	花川南6条3丁目229	73-7036	花川南6条3丁目
山下 道子	花川南6条4丁目79	73-4857	花川南6条4丁目の一部
田澤 美智子	花川南7条5丁目61	73-0807	花川南6条4丁目の一部、5丁目
坂本 喜代子	花川南7条1丁目99	73-9620	花川南7条1丁目
鈴木 博	花川南8条1丁目77	73-2684	花川南8条1丁目
長窪 笑子	花川南7条2丁目137	73-0127	花川南7条2丁目
浜野 昭子	花川南7条3丁目166	73-7182	花川南7条3丁目
加賀 朝子	花川南7条4丁目149	73-9391	花川南7条4丁目の一部
片山 かよ	花川南7条4丁目378	73-6674	花川南7条4丁目の一部、花川南7条5丁目
三塚 ヨシ工	花川南8条2丁目149	73-0793	花川南8条2丁目
銅住 光雄	花川南8条3丁目130	73-8383	花川南8条3丁目
伊與田 美和子	花川南8条4丁目146	72-7290	花川南8条4丁目~5丁目
森 和恵	花川南9条1丁目127	73-5923	花川南9条1丁目
千田 英治	花川南9条2丁目51	72-3099	花川南9条2丁目
片岡 榎子	花川南9条3丁目125	73-0747	花川南9条3丁目~5丁目
中村 嘉光	花川南10条2丁目106	73-3914	花川南10条1丁目~2丁目
齋藤 光勝	花川南10条3丁目81	73-9611	花川南10条3丁目~4丁目
星 重雄	樽川125-163	73-3640	樽川、新港西地区の一部
国重 幹雄	樽川7条1丁目75	72-3651	明乳パストラルシティ
見上 初子	樽川9条2丁目36	73-4508	樽川、平和団地、新港西地区の一部
能村 久美子	樽川7条2丁目11	74-6209	主任児童委員
伊藤 命子	花川南6条4丁目77	73-5043	主任児童委員

【民生委員児童委員活動に対する問合先】

福祉総務課

電話 72 - 3127

石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局（社協内）

電話 72 - 8184